

学校法人の期間内処理事項(登記事項等について)

1 登記事項

登記事項	登記の期間		組合等登記令 の関係条項
	主たる事務所の 所在地において	従たる事務所の 所在地において	
設立の登記	2週間以内 (注1)	左の登記をした日 から2週間以内	第2条
従たる事務所の新設の 登記	2週間以内	3週間以内	第11条第1項
登記事項 の 変 更 登 記	目的及び業務	2週間以内	第3条第1項
	名称		
	事務所の所在場所		
	代表権を有する者の 氏名及び資格		
	存続期間、解散の事由		
	代表権の範囲又は制限		
	資産の総額		
	設置する学校名		
資産総額の変更登記	事業年度終了後 3ヵ月以内		第3条第3項
解散の登記 (合併、破産の場合を除く)	2週間以内		第7条
合併の登記 (注2)	2週間以内		第8条
清算終了登記	清算終了の日から 2週間以内		第10条
主たる事務所の移転登記	旧所在地においては2 週間以内に移転の登記 新所在地においては 2週間以内に第2条第2 項に掲げる事項の登記		第4条
従たる事務所の移転登記		旧所在地においては3 週間以内に移転の登記 新所在地においては 4週間以内に第2条第2 項に掲げる事項の登記	第12条

注1： 組合等登記令第24条……登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到着した時から登記の期間を起算する。

注2： 合併の態様により、それぞれ次の登記をする。(組合等登記令第8条)

- (1) 合併後存続する学校法人については変更登記
- (2) 合併により消滅する学校法人については解散の登記
- (3) 合併により設立した学校法人については設立の登記

2 その他の事項

事 項	期 間	起 算 日	根 拠 法 令
財産目録の作成	3 ヶ月以内	法人設立のとき	私立学校法第 34 条において準用する民法第 51 条
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 53 条第 1 項
	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
貸借対照表の作成	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 53 条第 1 項
収支計算書の作成	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
事業報告書の作成	2 か月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
評議員会に対する決算及び事業の実績報告	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 46 条
役員 の 補充	1 ヶ月以内	理事又は監事のうちその定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたとき	私立学校法第 40 条
評議員会の招集	20 日以内	評議員総数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき	私立学校法第 41 条第 5 項